

宮城県公報

発行
 宮 城 県
 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○要措置区域の一部の指定の解除	(環境対策課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の廃止の届出	(同)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	三
○都市計画の変更	(都市計画課)	四
○宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(高校教育課)	四
○宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	四
○宮城県柴田農林高校の農産物の大河原梅小町における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	四
○宮城県柴田農林高校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	五
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	五
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	六
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	六
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退	(同)	七
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	七

ページ

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

正 課

- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中

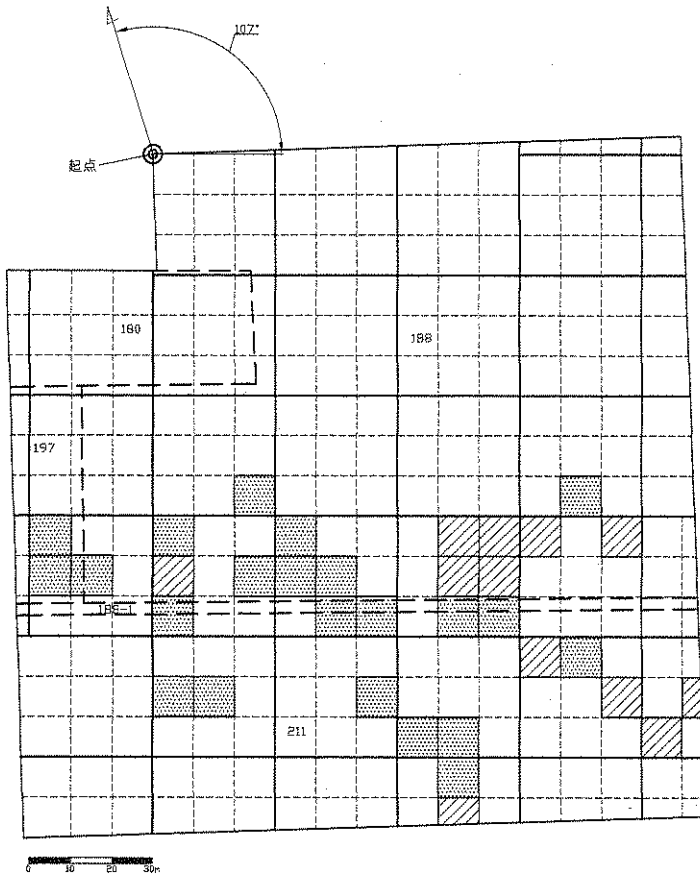
告 示

○宮城県告示第五百十四号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により指定した要措置区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する要措置区域
 白石市田町二丁目百八十八番、百八十八番一、百九十七番及び二百一十一番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

- 要措置区域
- 指定を解除する区域
- 敷地境界
- 筆の境界線

〈起点〉
起点は、対象地の北端とする。

〈格子の回転角度〉 107°
格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

- 二 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 一・一 ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、一・一-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼン
 - 三 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
- なし（土壌汚染対策法施行規則第八条第二項の規定による土壌の採取及び測定を実施した結果、土壌汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。）

○宮城県告示第五百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇五〇〇三四二	訪問介護ステーションからくわ 気仙沼市唐桑町石浜二百八十二番地三	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会	平成二十四年五月一日
○四一〇七〇〇〇六六	有限会社東北福祉サービス 名取市大手町五丁目十二番五号	同行援護	有限会社東北福祉サービス	平成二十四年四月一日
○四一一〇〇〇一七五	森川訪問介護サポーター事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	居宅介護 重度訪問介護	医療法人社団 森川内科医院	平成二十四年五月一日
○四二二七〇〇四九四	アミカ仙台富谷介護センター 黒川郡富谷町成田三丁目三十二番地十四	居宅介護 重度訪問介護	株式会社HC M	平成二十四年五月一日
○四二二七〇〇五〇二	ヘルパーステーション陽黒川郡富谷町東陽台三丁目七番地五	居宅介護 同行援護	有限会社シー・キューブ	平成二十四年五月一日

○宮城県告示第五百十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成二十四年六月五日